

第14回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年11月6日(月) 午後 13 時 30 分～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換③(廃掃法①(つづき)、砂防法①)	

1 開 会 (午後13時30分開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

- ・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換③(廃掃法①(つづき)、砂防法①)

3 議事の内容

○内藤総務局長

それでは、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会第 14 回会議を開催します。

前回、検証対象の法令に係る行政対応に関する考察についての意見交換を行いました。廃棄物処理法が途中になってしまったのですが、それについては、片山委員がちょっと用事があるということで、先に砂防法を今日はやっていきたいと思います。

それでは、すみません。砂防法の資料、今日配られているものを御覧いただいて、杉本課長から、まずは説明をお願いいたします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それでは、砂防法について御説明しますが、この資料の右上、R5、11月9日砂防課案というところで、青字と赤字の部分がありますが、これは白黒ですよ。

○清水総務局参事

白黒です。青か赤は、画面上で確認という……。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
画面上で。そうですね。

○清水総務局参事
文字ははっきり見えるんです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

文字は大丈夫です。ということで、そちらと両方見ながら話をさせていただきます。

まず、今日、主に話すのは、4以降の件になりますが、1から3の中で、一応、これまでの議論とか、新聞報道で取り上げている内容を加味した地形図の中での追記があります。そのほか、砂防指定地監視員とか、あるいは関係者、砂防法のこれまでいろいろ携わった人たちの中で、今回この委員会でヒアリングをした人たちの結果を受けての追記がございます。

そういうことで、7ページのところに論点ということで、今回4つほど挙げさせていただきました。この4つの論点について、今日これから説明する事実関係を踏まえた論点と考察というのは、①番から④番の件についての内容に対して、これから説明することになります。

それでは、8ページを御覧ください。まず、4の(1)番として、逢初川と同時に指定された溪流と比較して、指定範囲の考え方は妥当であったかということです。

確認・判明した事実関係についてなのですが、ちょっと読ませてもらいますが、1998年10月28日に砂防指定を進達した全7溪流のうち、5溪流で「面指定」を行っているが、うち3溪流(志津摩川、長尾川左支川、タルノ沢)は流域の一部を「面指定」したものであり、「標柱指定」した逢初川と同様に要設備地を中心とした事業に必要な範囲を指定していたということで、別表1のところに、今回の7溪流に対しての指定の範囲、あるいは他法令の状況というところを整理した表を追記させていただきました。

2ポツ目、流域の一部を面指定した3溪流は、指定進達調書において流域面積が大きく土地所有者が多いこと、または地権者と協議中であることを理由に流域の一部のみを指定進達したと記録されており、指定範囲の検討において、逢初川と同様に砂防堰堤の迅速な整備や私権制限の考慮がされていたということで、次のページ、9ページの別表2のところに、溪流ごとの指定方法の理由と今後の指定方針について、取りあえず整理した表を載せております。

戻りまして8ページの3ポツ目、逢初川以外の溪流では、当時の現地状況写真が残存していないため、治水砂防上の観点から必要範囲として流域の一部または全部を指定したものであったのか確認することができなかった。

4ポツ目、他法令の制限状況は、進達した全7溪流で流域内に5条森林が存在していたが、指定進達した範囲に5条森林が含まれているものと含まれていないものが混在しており、他法令の制限があれば一律に砂防指定地から除外していた事実は確認できなかった。

というところが、まずは事実関係の整理でして、続いて、9ページの下の方ですが、考

察です。

砂防指定地の指定範囲は、当時、国の進達により、いずれの溪流においても、流域を面的に指定することが可能であるか検討していたが、土地所有者の同意等が得られない場合には、逢初川に限らず、指定範囲を流域の一部にとどめていたことから、事前に土地所有者の理解を得ることを指定の際に考慮すべき事項としていたと言える。

指定範囲を流域の一部にとどめた場合、その範囲が治水上砂防の観点より必要とされる土地を網羅していたかについては、当時の流域の状況を写真で確認できなかったものの、他法令の制限があれば一律に砂防指定地から除外していた事実は確認できなかったことから、逢初川も含め、本県の砂防指定地は、溪流ごとに現地の状況に応じて必要な範囲が検討され、砂防指定地を進達していたと考えられる。

以上のことから、逢初川と同時に指定された溪流と比較して、指定範囲の設定過程に大きな違いは見られず、治水上砂防に必要な範囲を面的に指定するという目的に対して、妥当な検討がされていたと言える。

次、(2)番です。地権者の私権制限とエリアの安全性を比較考量して判断が妥当であったのかということに対して、確認・判明した事実関係です。

1ポツ目、地権者の私権制限については、逐条砂防の解説によれば、治水砂防上の目的のために指定する限りにおいては主務大臣の自由裁量に任されるものの、土地所有者等の権利に重大な関係があることから、指定は公益裁量の立場から限定的に解し、必要最小限に止めるべきとしているということで、破線枠の中に逐条砂防の第2条の(3)番を記載しております。引用したところを書かせてもらっています。

2ポツ目、当該区域の指定当時の安全性について、地形的には、源流部の地山(自然地形)の溪流部分は荒廃が進んでいるものの、上流域は所有者による森林の経営的な管理がされた植林地帯であり、下流部には砂防堰堤(捕捉量4,000立方メートル程度)を設置すれば、治水上砂防の大きな問題が起きるような状態ではなかった。

当該区域は、法的には他法令により規制管理されている地域であり、他法令で管理されない規模の土地の改変行為であれば、この行為により土石流が発生したとしても、逢初川で整備される砂防堰堤により治水上砂防の目的(災害発生の防止)を達成できる状況であった。

ということで、他法令による土地改変行為に係る規制の管理ということで、森林法とか、風致地区条例、あるいは土採取等規制条例についての面積要件等をここでちょっと示させてもらっています。

これに対する考察です。

逢初川では、当時の管理状況等を個別具体的に検討し、私権制限と安全性を比較考量した結果、「砂防堰堤を設置すれば、砂防法による行為規制という私権の制限を行わなくても、治水上砂防の目的は達成できる」という状態であり、「流域全体の面指定の必要性は不要」としたことについては、現時点において評価しても、また、同一時期に指定した他溪流と比較しても、行政裁量として認められる範囲内であったと言える。

しかし、砂防指定後に他法令により規制管理されていた土地が不適切に地形改変された事実を踏まえると、治水上砂防の観点から直ちに指定の必要がないと判断した土地

であっても、将来、開発が見込まれる可能性があるか検討し、他法令の所管課と対応を調整するなど、将来にわたって適正に管理されるよう配慮に努めることが重要であったと言える。

次に、(3)です。伊豆山港の濁りの原因が上流部の土地改変行為(①区域)にあることを認識した後の対応は妥当であったのか(法令適用の比例原則から行為制限を行わなかったことは適切な判断であったか)に対する、確認・判明した事実です。

2007年に発生した濁りについて、当時、現地調査を行った関係職員に聞き取りを行ったが、上流部の土地改変行為の状況やその後の対応の詳細を確認することができなかった。

2009年に発生した濁りについては、当時、現地調査を行った関係職員に聞き取りの結果、逢初川上流部の土地改変行為は防災対策が講じられておらず、放置すれば下流への土砂流出のおそれがあると考えていたが、当時の状況であれば、対策を講じれば何とかなるとも考えていたことを確認した。

2009年の現地調査の際に、逢初川の砂防堰堤も調査しており、当時の堰堤の状況は、土砂堆積や施設の異常はなかったと記憶していたことを確認した。

土地改変行為への対応については、当時の関係職員は、既に指導を行っていた所管法令(森林法、土採取等規制条例)での対応を強化すべきであるとの認識を持っており、砂防法で行為制限をするために砂防指定地を追加指定することは考えていなかった。

行為制限を目的とした砂防指定地の指定基準の適用については、土砂等の生産、流送もしくは堆積により溪流等に著しい被害を及ぼす区域であり、かつ、土地の形質の変更等が起因となって既存の砂防設備の機能に支障を及ぼしたり、自然斜面や天然河岸からの土砂の発生・流送が誘発・助長されたり、竹木が有する土砂崩壊防止等の機能が減少するなど、治水上砂防に著しい影響のおそれがある場合に指定できるとされている。ということで、ここに米印で、引用した文献についての記載を書かせてもらっています。

12 ページの一番下のポツですが、既に開発が行われている区域を砂防指定地とした場合、砂防指定地実務ハンドブックによれば、法律不遡及の原則により、開発を直ちに規制することはできないものの、防災工事を行うよう指導することは可能であり、相当期間が経過しても指導に応じない場合は工事命令または費用負担命令も可能であるとしている。ということで、13 ページにハンドブックについての記載を書かせてもらっています。

考察です。

2009年当時の逢初川上流部の状況は、砂防設備に支障が及んでいないものの、不適切な土地改変行為により、自然斜面からの土砂の発生が助長されたり、土砂崩壊防止機能が減少するおそれがある状況であったことから、行為制限を目的とした砂防指定地の基準に該当するものであったと考えられる。

当時、県及び市関係職員が、不適切な土地改変行為に対し、既に森林法や土採取等規制条例による指導を行っていることから、所管法令の違反に対して、その法令による対応を強化しようと考えていたことは妥当な判断であった。

所管法令が機能していないことを理由に砂防指定地に追加指定したとしても、法律不

遡及の原則であることから、直ちに土地改変行為を規制することはできず、当面は、防災工事の施工を行政指導するにとどまるため、既存法令に基づく行為の中止や原状回復等の命令を行ったほうが強い法的効力を持っていた。

また、当該土地改変行為の行為者は既存法令による行政指導を遵守していない状況であり、この状況下で、他法令と重複して砂防指定地を追加指定して行政指導を行ったとしても、これに従わなかった可能性が高かったと考えられる。

当該行為への対応は所管法令関係者で進められたが、所管法令に基づく許可や届出の初期段階から、砂防法担当にも情報提供して治水上砂防に悪影響を及ぼす行為への対応等について意見を求めるなど、職員間で問題意識を持って情報共有を図るべきであった。

続いて、(4)です。砂防指定地監視員等による監視は当初の指定進達時の方針に照らし適切であったのか。

確認・判明した事実関係、1ポツ目。砂防指定地等監視員による監視範囲は、砂防指定地等監視業務実施要領に基づき指定地内を監視するものとされており、逢初川上流の指定地外の行為まで監視する義務を負っていなかった。ということで、その下に、監視員の実施要領を記載しております。

2ポツ目、当時の監視員からの聞き取り結果では、2007年及び2009年に発生した伊豆山港の濁りや逢初川上流部での開発について、その事実を知らなかったことが確認できた。

また、逢初川に設置された砂防堰堤には、特段の異常はなかったことを確認できたが、土木事務所からは監視に当たり、統一的な監視方法や異常判断する具体的な基準まで示されておらず、監視員の裁量に任されていたことも判明した。

考察です。

逢初川の指定進達時の方針は、「今後、山腹崩壊等流域の状況と地権者との協議状況により、流域全域の面指定を進めたい」としていたが、砂防指定地等監視員の監視範囲は砂防指定地に限定されており、指定地内に流入する土砂や砂防堰堤下流の荒廃状況及び土砂流出状況は確認していたものの、指定区域外の山腹崩壊等を監視する責任はなかった。

監視員による監視において砂防堰堤の異常は確認されなかったが、土木事務所は、砂防堰堤の土砂堆積状況を定量的に報告できるよう具体的な監視方法を示すなど、指定区域上流から発生する土砂の異常を的確に発見できるよう指導に努めるべきであった。

また、砂防指定後に他法令により規制管理されていた土地が不適切に地形改変された事実を踏まえると、砂防指定地のの上流で所管法令による届出があった場合には、当該行為が砂防指定地に及ぼす影響について監視を強化できるよう、監視員にその情報を提供するとともに、土木事務所内においても担当者間で情報共有を図り、日頃から管内の砂防堰堤パトロールや河川パトロール等に取り組むべきであった。

ここまでが4番です。続けていいですか。もうあとちょっとですから。

呼出しが。ちょうどいいタイミングで。

○片山廃棄物リサイクル課長

じゃ、行きましょうか。分かりました。

○内藤総務局長

じゃ、ちょっと休憩。20分ぐらいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

20分ぐらいだと思います。

(休 憩)

○内藤総務局長

お願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

いいですか。それでは、5番、考察を踏まえた再発防止に向けた対策についてです。

まず、(1)番として、砂防指定地の指定基準の明確化、指定手続の改善という項目に対してですが、1ポツ目、今回のように、指定時点では他法令により規制管理され、かつ、現地の状況が治水上砂防の観点から直ちに指定する必要性がない土地であっても、不適切な土地改変行為が行われた場合には、砂防設備や下流域に被害を及ぼすおそれが生じる。

今後も砂防指定地の指定は、治水上砂防の観点から必要な箇所を面的に指定していくが、不適切な土地改変行為を未然に防ぐため、砂防指定地指定要綱で規定する「開発が予想される区域」の判断基準の明確化や、指定時に他法令の所管部局や市町から指定範囲について意見を聴取するなど指定手続の改善を図り、治水上砂防のために行き制限すべき範囲を遺漏なく指定するよう徹底する。

(2)砂防指定地の監視の徹底です。

これに対しては、1ポツ目として、砂防指定地の監視に当たっては、砂防指定地等監視員による監視のほか、2019年3月の「静岡県砂防施設長寿命化計画」策定以降、職員による施設の健全度に応じた定期点検が行われており、施設の異常だけでなく、土砂堆積状況や施設に影響を与える周辺地域の状況も調査している。

今後は、職員による指定地の監視をより定量的に行うことができるよう、ドローンや衛星による地形把握を積極的に導入していくことで砂防指定地の土流や隣接地など指定地外の変状についても早期発見できるよう努めていく。

また、砂防指定地等監視員が的確に監視できるよう資料や情報を提供するなど、育成・指導の徹底を図るほか、土砂災害警戒区域等の監視活動に協力する地域の防災リーダー「防災連絡員」の育成、及び住民からの通報を受け付ける「土砂災害110番」制度の普及等を通じて、指定地内の不適切な土地改変行為等を、行政と地域が一体となって早期発見できる体制づくりに努めていくということを、5番の再発防止策として、今

考えております。

以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

それでは、まず4番のところから、この記載について御意見等ありましたらお願いします。

○清水総務局参事

聞いてもいいですか。

○内藤総務局長

では、清水さん。

○清水総務局参事

(1)から一つずつ伺っていいでしょうか。途中で切りながら、すみません。

○内藤総務局長

一問一答にしますか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

一問一答で。

○清水総務局参事

1点、考察のほうに入る前に、前回、7溪流の状況などを教えていただいたときに、部分的に面指定している3溪流の資料なども頂いて、それを見たときに、3溪流とも今後の工程のような、今後の指定についての計画みたいなものがついていて、逢初川にはそれはないというところがあったのですが、その後どうだったのかが気になったというところがあって、その3溪流は、その後、何か追加指定みたいなことをされているんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

現状はしていません。

○清水総務局参事

当初指定のときの。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

まま。

○清水総務局参事

ままなんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

確かに今、清水さんがおっしゃったように、指定調書の資料の中に、今後の工程表みたいなものがついていたと思うんですが、それについても、当時のこの関係の人のヒアリングの中でも確認したんですが、やったという記憶を持っている方はいらっしゃいませんでした。

○清水総務局参事

その後、当初指定された後に何かやったというので、逢初川と同じような状況に。

○松村砂防課傾斜地保全班長

1点、その説明をさせていただきますが、長尾川左支川については、1998年度に流域の一部を面指定した後に、その後、流域内にもう1か所、多分、砂防事業をしていると思うのですが、事業の必要性から、その必要範囲を2000年11月28日、同じように面指定、面指定といっても要設備地だけの、本当に一部を指定していて、流域全体を指定したものではなかったのですが、当時、事業の必要な範囲が合えば、追加は指定した。

○清水総務局参事

ああ、黒い字で書いてある。

○松村砂防課傾斜地保全班長

そうですね。それ以外、後の指定があれば、図面に図示させていただいていますが。

○清水総務局参事

なので、状況としては、逢初川と3溪流は、指定当時も指定後の状況も、同じような感じということなんですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

恐らく今言った長尾川は、右支川というか、支川のほうの荒廃が見られたということもあって追加して、施設堰堤、砂防堰堤を設置したということかなと思うんですね。

ですから、土砂の流出状況とか、その後の荒廃状況とかを加味して、追加指定に施設整備というのはやっているのかな。

○清水総務局参事

状況は分かりました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今、清水さんが言ったことに補足しますけれども、この面指定、今日の8ページのところの別表1で書いてあるように、志津摩川と、今言った長尾川左支川と、9ページのタルノ沢が面指定になっているのですが、流域の一部を指定しているということになっていて、それも字指定でやっているんですね。砂防堰堤の周辺のところの字を指定しているというこの面指定なんですね。

では、逢初川のとときに何で同じように字指定をしなかったのかということ、いろいろ調べたら、一筆がものすごく大きいんですね。かなり広範囲にわたって筆がかかっていることもあって、そういうことも考慮して、標柱指定していったということも考えられた。

○清水総務局参事

分かりました。

○内藤総務局長

工程表というのは、どこについていたんですか。

○清水総務局参事

工程表は、3回ぐらい前ので頂いた資料で、こういうものがついていました。

○内藤総務局長

これって、地元協議は実際にやっていたんですか。そこまで作っていたけれども、結局、何にもなっていないというのは何なんですかね。どういうことなんだろう。いつもそんな感じなんですかね。取りあえず。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

こういう表をつけているのが、このくらいしかなかった。今は当然、こういうものをつけているわけではないので、ついていないので、この当時こういうのを、もしかしたら国から求められたのかもしれないですけども。

○内藤総務局長

面指定を国が結構推進してきて、今回は事業の進出する範囲について地番指定でして、審査するということで、今後はどうするんだみたいなことが国から求められたと思うんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

恐らく。

一応、県のそういう取り組み姿勢を示したということで、こういう資料を作ったと思うんですが、実際にそれをやったかは確認できなかったというのが。

○内藤総務局長

逢初川でも結局、工程表なんかは作っていないけれども、同じような感じなんですよね。今回は事業の実施に必要な区域のみを指定進達すると。

すみません。清水さん、続けてください。

○清水総務局参事

はい。書きぶりの話になってしまいごめんなさい。(1)の確認・判明した事実関係の3ポツ目のところで、治水上砂防の観点から必要範囲として指定したものであったのか確認することができなかつたと書いてあるんですが、必要な範囲を指定すると思えば、ぱっと読んだときに、必要のないところも指定する可能性があるのかみたいに読めてしまうかなと思ったのですが。

指定してあるところは、基本的には必要な範囲ということでいいんですよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。だから、さっきも言ったように、逢初川の場合は、たまたま流域の状況の分かる写真があったので、ちゃんと適切にというか、流域の上流部についての荒廃状況とか、その辺が分かるような写真があったので、確かにこの写真を見ると、そんなに荒れていないから、直ちに指定する必要性は。

○清水総務局参事

証拠をもって確認できるという。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうです。だけど、そういう証拠となるような写真がないので、一応このような表現の仕方をしたということです。

○清水総務局参事

証拠を示せないということ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうです。確認できなかつたと。現地状況写真が残存していないので確認できなかったということです。

○清水総務局参事

分かりました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういう意味で書いた。

○清水総務局参事

なので、必要なところなのですが、その必要性を、ちゃんと証拠をもって見せられないという事実を書いてあると。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。

○清水総務局参事

分かりました。

9ページに行って、考察の1ポツ目のところで、1行目から2行目にかけて、「流域を面的に指定することが可能であるか検討していたが」と書いてあるんですが、可能であるか検討していたということは、どの事実から導き出せるのかということが分からなかったものですから、確認できたらと思ひまして。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ここをもってということですか。

○松村砂防課傾斜地保全班長

今後の進達方針というところが、進達上に各県に今後の方針を示すのですが、いずれも流域全体の面指定に努めるとか、面的に指定に努めたいという方針は、いずれにせよ持ってやっていたことがこの文面から読み取れ、その上で、今回の全域を面指定できない理由がこの指定方法の理由に述べられているところから、当初の最初の意思としては、面的指定ということでは意識をしていると。

○清水総務局参事

ニュアンスは分かりました。

同じところというか、後段のほうで、「土地所有者の理解を得ることを指定の際の考慮すべき事項としていたといえる」と書いてあるんですが、これはもともと考慮すべき事項だったのでは。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そう。

○清水総務局参事

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

考慮すべき事項。地権者、土地所有者の同意は、考慮すべき事項という整理で、これまでも説明してきています。

○清水総務局参事

ここって、ちなみに、理解を得ることが重要な事項と捉えていたと考えられるみたいな、それだとちょっと言い過ぎになってしまいますか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

事前に。

○清水総務局参事

考慮すべき、うまく言えないんですが、その同意を得られているか、得られていないかに、結構比重があったと思われるみたいな、そういう表現だと。もともと考慮すべき事項だったことを、「考慮すべき事項としていたといえる」というのも、ニュアンス的に。それは考慮すべき事項だったんだろうから、そうするでしょうよみたいな。

当時は、所有者の同意が得られるというか、得られているかどうか結構、指定範囲を考える上での重きを置かれていたみたい。それだとちょっと書き過ぎなんですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

インデックス8番の、指定地実務ハンドブックの8ページの問い3のところに、砂防指定地に指定調書を提出する前に、土地所有者の同意を得る必要もあるかという問いにも書いてありますけどね。当然、望ましい。表現は望ましいということと、2段落目に、事前の同意は法的要件となっていないが、一定の行為制限がかかることから、市町村等の協力も得つつ、同意が得られるよう努める必要がある。努力義務というところですね。基本的な話なんですね。だから、指定要件にはなっていないんですね。

○清水総務局参事

考慮していたと言えるみたいな、そんな感じなんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、当然、全く無視して指定をかけていっているわけではなく、重要とか何とか…。

○清水総務局参事

ちょっと言い過ぎですね。考慮していたと言える。分かりました。

ばらばら言ってしまう申し訳ないです。考察の2つ目のポツのところで、他法令の制限があれば一律に砂防指定地から除外していた事実は確認できなかったことから、本県の砂防指定は、溪流ごと、現地の状況に応じて必要な範囲が検討され、指定地を進達していたと考えられるとなっているものですから、ここについては、ぱっと読んだときに、令和4年7月の見解とはちょっと異なるような書きぶりかなという印象も受けているんですけども。

なので、基本的には、他法令によって規制されているかどうかは、砂防指定地の指定

範囲を検討するに当たっては、基本的にはあまり関係がないというか、考慮はしないみたいなの、そんなニュアンスに取れるのかなと、読んだときに思ったんですけども、後ろの考察を見ると、そう読んでしまうと後ろとつじつまが合わなくなるのであれなんですけど、実際に砂防指定地と5条森林が重なっているところがあるという状況を踏まえると、確かに、ほかの例えば森林法の林地開発許可の対象となるかならないかは、砂防指定地の指定と直接関係しないということも、事実として示しているようにも見えるのかなと思うんですけど、ここはそういう読み方じゃないんだという、自分がぱっと読んだときに、そのように読めるかなと感じてしまったので、そこを確認したほうがいいかなと思って。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

どう答えていいかわからない。

○清水総務局参事

じゃ、ここは一旦。

○内藤総務局長

もう一回、清水さんの疑問は、最初の検証のときに出した見解と異なるということですか。

○清水総務局参事

砂防指定地の必要性を検討するときには、他の法令によって規制されているかも考慮するということが、説明の中にあっただかと思うのですが、そういう説明がある一方で、ここに書いてある事実をもう一回見てみると、砂防指定地に指定されているところの中には、5条森林が含まれるところもあると。

ただ、そこは砂防指定地にも指定されているので、そうすると、森林法で規制されているか、されていないかは、保安林とかだったら、また別かもしれないですが、林地開発許可や伐採届などを出す必要があるということのみで捉えたときには、そこは砂防指定地の指定の範囲を考えるときには、あまり考慮していないのではと、事実として取れるかなという気がするので、そうすると、令和4年7月のときに、ここは森林法で規制管理されているからと説明している部分があるんですけど、そことの関係で見たときに、どう読めばいいのかなというところを確認しておいたほうがいいかなというところですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、5条森林でやろうとも、そこが本当に必要だというところは、かけていかなくてもいけないと思うのですが、ただ、その5条森林のところ、治山部局のほうで、何かしらそこで対策をしようとする計画を持っているのであれば、その計画がイコール治水上砂防的にも十分合致する内容の事業を考えてくれているのであれば、そこはそちらに任せてもいいかなと。

○清水総務局参事

そうすると、その計画というのが保安林の指定とか、そういうところの……。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

保安林として。

○清水総務局参事

林地開発とかだと、多分、行政サイドが主体的にということではなくて、事業者サイドがやりたいですとやってくる、こちらが受け身になるような形で、今のだと、どちらかという
と、行政が能動的に何かやる計画があるんだったら、それが砂防指定地の考え方に合致しているのであれば、それを優先するという御説明かなと思ったのですが、許認可で規制されている部分で考えたときに、どう読めばいいのかなというのは。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

当然、あれでなければ、5条森林であろうと何であろうと、やらないですよ。治水上砂防的に必要がなければ、そこは面指定をしない。

○清水総務局参事

そういうことですね。必要なところは、どういう状況であれ必要だから、どんな規制がかかっていようが、砂防指定地でも指定するんだというあれですもんね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、5条森林とかが、そのところで流域内にあれば、そこでもし荒れていけば、さっきも言ったのが、もしそこで何か荒れていて、その対応をするということ考えたならば、そちらにお任せするということもあるかなと思うんですね。

というのは、当然ながら砂防と治山の事業をダブルで同じところをやるということはないから。そういう事業が重ならないようにするために、いつも連絡調整会議というのを年1回やって、事業間の調整をして、お互いどっちでやろうかというところは調整して進めてきているものですからね。

○清水総務局参事

そこは、砂防の事業でやるか、治山の事業でやるかということですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、さっきも言ったけれども、荒れていますという状況で、そこで治山事業が何も計画がなければ、うちが指定をかけて事業化するということは出てくるけれども、治山事業はもうやっているということになるんだしたら、そこはあえて、今この時点で指定をかける必要性はないのかなと。

○清水総務局参事

それは分かります。令和4年7月のときは、何となく自分が読んだときには、あそこは5条森林だったら、1ヘクタール以上だったら林地開発許可の申請が必要だし、1ヘクタール以下でも伐採届が必要だから、森林法で管理されているから、砂防指定地までは考えなくてもいいと書いてあるように読んでいたんですが、治山事業と砂防事業がバッティングしないようにというのは、よく分かるんですが、林地開発許可などは別に治山事業というわけじゃないですよ。

なので、治山事業などはやらないところでも、民間が開発しようと思えば、林地開発許可とかを出していかななくてはならなくて、そこで規制がかかるから、砂防指定地は考えなくてもいいんだという説明と捉えていたんですが、その考え方を、今のここにスライドして見てみると、そこは反りが合わないのではないかなという気がして、そこをどのように読めばいいかなと。また後のほうで、出てくるじゃないですか。令和4年7月の考え方が書いてあるところ。そこでもう一回いいですかね。

(1)は以上です。

○内藤総務局長

(2)もありますか。

○清水総務局参事

(2)も。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

たくさんありますか。

○清水総務局参事

たくさんはないんですが。

(2)がそこになっちゃうんですね。今伺ったことの、(2)の10ページの一番下のポツがそれに当たるんですが、「当該区域は、法的には他法令により規制管理がされている地域であり、他法令で管理されない規模の土地の改変行為であれば、この行為により土石流等が発生したとしても、逢初川で整備される砂防堰堤により治水上砂防の目的を達成できる状況であった」とあって、他法令により規制管理されている地域というところが、恐らく森林法で言えば、1ヘクタール以上だったら林地開発許可、1ヘクタール以下だったら伐採届といった手続が必要になってきて、開発行為については規制がかかるから、砂防指定地は、開発を規制する法令でそこは見ればいから、砂防指定地は考えなくてもいいというような、ちょっと乱暴な解釈ですけども、平たく言うと、そういった考え方かなと思っているんですが。

その考え方が是とするならば、実際の砂防指定地を見たときに、5条森林は砂防指定地じゃないという説明になると思うのですが、なので、そここの反りが合わないかなと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
今、逢初川を見て言っていますか。

○清水総務局参事

逢初川だけで説明しようと思えば、多分そういう説明もあり得るのかもしれないのですが、ほかのところも見たときに、その説明が成り立つかどうかは、さっきの(1)の、5条森林であっても砂防指定地になっているという状況を踏まえると、10 ページの一番下のポツの説明とは、うまく合っていないような気がして。

(1)の考察の部分は、自分もすごくそうだよなと思うので、あれなんですけれども、それが(2)の一番下のポツと並べて読むと、ちょっと矛盾があるように見えてしまって。

○内藤総務局長

10 ページの一番下のポツの「他法令で管理されない規模の土地の改変行為」って、どういうことなんでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

具体的に言うと、次のページで言うと、森林法は1ヘクタール以下なんですけど、それよりも規模の小さい。

○内藤総務局長

小さいということだよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

小さいというのは、土採取等規制条例が1,000 平方メートル、これは以上なので未満、または 2,000 立米未満の盛土。要するに、何も網がかからない規模の開発のことを言っている。

○内藤総務局長

他法令で規制がかからない規模のということね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。その管理規模であれば、今、1基、砂防堰堤があれば十分、治水上砂防的には問題ないと。

○内藤総務局長

そこは一方で、重複指定されているところもあって、そことの違いがよく分からないと。

○清水総務局参事

そうですね。5条森林だったら、森林法の網がかかるという話になると思いますから、

森林法の網がかかっているならば、そこは森林法に任せて、砂防指定地は引くという考え方を言っているのかなと思いますが、5条森林と砂防指定地が重なるところの存在が、その解釈を阻害するというか、分かりにくくしている。なので、そのように捉える方もいらっしゃるのかなという気がして、そこをすっきり説明できればいいんですが、どうすっきり説明するのが、自分の中でうまく思いつかないというか。

○内藤総務局長

この他法令の制限は、他法令で管理されていても、砂防指定地から除外していないところもあるので、逢初川を砂防指定地から除外した理由というのは何だったのかということ。

○清水総務局参事

そうですね。なので、基本的には他法令というのは、砂防指定地の範囲を考えるときには関係ないというか、どこが必要かというのを考えればいいだけで、ほかの法律で規制されているかは、本来的には考えなくてもいいんだという説明なのかなと思うと、他法令で規制されているということを出してくると、ちょっと説明がすっきり……。

○内藤総務局長

10 ページの一番下のポツは要らないと。

○清水総務局参事

ただ、これって、令和4年7月の検証の結果を書いているところがあるかなと思うものですから、そこと。

○内藤総務局長

そうそう。■■■■もこれを説明しましたよね。

○清水総務局参事

そことの整合というのを。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それって、まさしくこの前、新聞にも出た内容ですよ。自分が通知文を出したんですけども、それに対して他方で、通知文の内容ですね。

1回目か2回目のところを皆さんに配ったんですが。

○清水総務局参事

通知ですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

3月9日。

○清水総務局参事

5年の3月の通知ということですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうです。この班長から出している文書の中に、そのような文章が載っているんだよね。

1、2、3番目だったかな。3番目、載っているんだけど。

これは、知事がこれを見て、知事からコメントをもらいたいと。彼が質問して、これをしっかり読んで、またコメントをもらいますと言った文章ですよ。

○内藤総務局長

これ、他法令で管理されている部分については、砂防指定しなくてもいいのかということにかかってくるんだよね。

○清水総務局参事

そのように読めちゃうのではないかという主張は。

○内藤総務局長

10 ページの一番上には、別に他法令の制限があっても、必要なところは指定していくと書いていて、逆に一番下は、管理されているから指定しなくても大丈夫だったんだと書いてあるんですよ。そこがちょっと齟齬があるのではというのが清水さんのお話でした。

○清水総務局参事

そうそう。

○内藤総務局長

そういうお話でした、ちょっと長かったけど。

それが一般論と逢初川では違うんだと言えるんだったら、そういう書き方もあるかなと思うんですが、別に逢初川とほかの河川にそんなに違いはないというんだったら、見解を統一したほうがいいというか、ということだと思うんですけども。他法令で管理されているところについては、実際、今後どうしていくのかは、そこは他法令に関係なく、治水上砂防の観点から必要なら、重複でも何でもしていくのか、他法令で管理されているんだから、そこをしなくていいよということなのか。

○望月盛土対策課長

砂防法と森林法って、目的が若干違うんですよ。基準も違うんです。例えば砂防になると、何十センチ以上の土地改変に相当するとか、森林の場合はそうじゃなくて、数値

的な基準とか、当てはまらないことがある。森林では当てはまらない、砂防ではできるとか。で、かぶるんですね。

○大川井森林保全課長

いいですか。

○内藤総務局長

じゃ、大川井さん。

○大川井森林保全課長

砂防指定地の指定と5条森林の関係って、僕はあまり、5条森林だから砂防指定地にかからないというのはないと思っていて、それは、先ほどからも話が出ていた治山事業と砂防事業の関係で、二重採択防止の関係で事業調整することはあるし、治山事業は保安林の中でやりますので、それか保安林の指定の見込みのあるところで、治山事業をやるということは、その森林が荒廃している。要は、溪岸侵食が起こっているとか、崩壊しているだとか、そういったところで治山事業を進めてきますので、その事業調整はやるんですよ。

この開発に当たっては、特に5条森林での規制というのは、1ヘクタールを超えれば林地開発許可申請がいきますし、1ヘクタール以下であれば市町が伐採届を出して処理することになりますので、そこで5条森林だから砂防指定地にしないでくださいということは、森林法上はないと思うんですよ。そういう状況だと思うんです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ここの通知文もそうなんですが、他法令により規制の対象とされている場合に限り、要設備地もしくは一部流域のみの指定を妨げないという書き方をしているのは、今の10ページの最後のポツにも多分つながってくるんだと思うのですが、私権の制限ということから、必要最小限度に止めるべきだとなっているんですね。だから、砂防指定地をさらにその上にかぶせるとするのは、それなりの理由がしっかりと駄目ということなんです。だから、きちんとそういう他法令の状況などを加味した上で、指定をかけていきましょうということなんです。

だから、全くこういう法令と関係なしに、極論、清水さんと、彼も同じ言い方をしてくるのですが、確かにかけられるんです。治水上砂防で必要だと言えば、かけられちゃうんです。今、大川井さんも言ったように、開発行為に対する指定のかけ方というのは、さっきも見た考察の中で、今後の再発防止策の一つとして、今それはつくろうと思っている案件でもあるので、もう少し時間はかかっていますが、開発行為のものと、そうじゃないものをごちゃ混ぜにしちゃうと、よく分からなくなっていくってしまうんですよ。そこが確かに、今聞いていて。

清水さんの言うこともよく分かります。よく分かるけれども、先ほどから言っているように、ちゃんとその他法令の網がかかっているんだったら、まずはそこちゃんと協議を

した上で、やっていかななくちゃいけないかなと思っているんですね。繰り返しになりますけれども、うちが必要とする施設整備と同じようなものをそこで考えているんだったら、そちらでやってもらえばいい話だから。

○清水総務局参事

事業調整のところの話は、自分も腑に落ちます。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、事業調整をやる前に、そこが砂防指定地かどうかは必ず見なければいけないんです。見なければいけないと言ったらおかしい。今から法律の網をかけようと思っているところに、既存法令でどういう網がかかっていますかというのは調べますよね。現地状況がどういう状況かというのを。そういう状況があるんだったら、砂防指定地をかけるのであれば、どういう部署と調整をした上でやっていかなければいけないかって、出てくると思うんです。

今の話だと、のべつ幕なしどんどんかけていこうぜ、ばんばんかけていこうぜという。

○清水総務局参事

いや、そういうことではなく、砂防指定地は結局つまるどころ、山腹が崩壊しているか、そこに尽きるのかなという気がして、そういう状況があれば、どんなところであろうと、ほかの事業でそのなりを直すような治山事業があるんだったら、そこは調整するというのは分かるんですが。

なので、ほかの法令の規制という意味が、林地開発許可とか、そういうことではなくて、治山事業なり保安林なりということの対象になるものという、もう少し広いと言っているのか分からないんですが、そういう意味合いで捉えればいいんですかね。

林地開発許可と考えちゃうと、荒廃しているかというのは、あまり関係のない話になってきてしまう。そこは山腹が崩壊しているかという状況を捉えて判断するんだという基準であれば、ずっと入ってくるんですけども。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういう捉え方も確かにあるんですよ。だから、今回この委員会の中で、まさしく3月9日の通知文のところも、そういうところの他法令との関わりのところの捉え方を、今言ったように、治水上砂防という中で必要だと判断したものについても積極的にかけていこうということが、この中で謳われるのであるのだったならば、それはそれで、また変えていくという一つのタイミングとしてあるのかなと思うんですが、これまでの県の見解で言っている内容というのは、こういう内容で来ている。

むやみに指定するんじゃないよというところで、むやみに指定するって、確かに法律、ここに書いてありますが、これって、開発行為を規制する法律として、国が挙げている法律なんですね。3月9日の、ここに挙げている宅造法とか、森林法、農地法、農業振興地域整備法とか、自然公園法、自然環境保全法とか、開発行為を規制することができる法律

としてはこういうのがあると、これは国で示している法律なんです。

○清水総務局参事

それは砂防法との絡みで国が示しているということですか。そういうわけではなくてですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これは、新法をつくるときの、本当に一番最初に集まった有識者会議で、国が示している法律の体系図というか、どういうのが開発規制をできる法律だという中の、挙がっている法律がこれらなんですね。そこに砂防法は入っていないんです。

○清水総務局参事

では、開発を規制するものではないという位置づけということですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうです。それは国のほうにも確認して、これはそういう話だったんです。だから、今の話を聞いていると、ちょっと土俵が違ってきているかなという部分があって。

もっと言うと、最後のポツというのは、指定基準の6項目の適用に当たってはということなのかもしれない。15 ページのところ、(1)の2ポツ目で書いてありますが、「開発が予想される区域」の判断の基準の明確化というところに書いてありますし、そこじゃなくて、前のほうの指定基準、平成元年9月12日に出した、そっちかもしれない。

インデックスで言うと4、5ページの1ページ目に、指定基準の6行目、開発が行われることが予想される区域で、その土地の形質を変更した場合、溪流への土砂流出とともに、治水上砂防に著しい影響を及ぼすおそれのある区域。どういうところに適用するかということが、ずっと今までもちょっとした、あまり明確な運用ができていなかったもので、それを再発防止策として何とかしようと思っているのですが、今の清水さんの言っている10ページ目の一番下のポツは、そこにつながるような感じがするんですね。

○清水総務局参事

そう考えると、何となくイメージが湧く感じはありますね。本来だったら開発は規制する法令で見るべきところなんだけれども、ちゃんと機能していないようなことも場合によってはあるかもしれないですが、ちょっとそれはあれなんです。

○望月盛土対策課長

かもしれないね。

○内藤総務局長

ただ、10 ページの下は、事実関係として書いてあるだけのもので、これは紛れもない事実だから、こういう状況だったというだけなんだよね。これはこれでいいんじゃないか

と思うのですが、考察のところ、11 ページで。

○清水総務局参事

考察の1ポツ目が多分、10 ページの一番下と関係してくる部分は。でも、違うかな。

○内藤総務局長

範囲であったとしているけれども、しかし、「他法令により規制管理されていた土地が不適切に地形改変された事実を踏まえると、治水上砂防の観点から直ちに指定の必要がないと判断した土地であっても、将来、開発が見込まれる可能性があるか検討し、他法令の所管課と対応を調整するなど、将来にわたって適正に管理されるよう配慮に努めることが重要であった」と。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

何度も言うように、開発の目的を阻止するために指定をするというのは、本末転倒と思っているのです。

○清水総務局参事

それは分かりますが。

○内藤総務局長

それがまさに言われているんだけどね。

○清水総務局参事

例えば、開発に対して砂防法を発動するとしたら、開発を規制するということではなくて、砂防堰堤の機能を維持するとか、そういったことを主眼に置いて発動することなのかなと思っっているのですが、結果として開発を規制することになったとしても、それは開発の規制を目的としているのではなく、砂防堰堤の機能を守るというか、そこを主眼とした規制ということなのかなと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今日の4ページのところの1994年9月30日の国の通達というのがあって、この2ポツ目かな。これが行為制限に対する内容を言っているんですが、この2ポツ目に書いてある「一定行為の制限に関する審査基準として、土地の形質の変更等により、砂防設備の設置・機能の維持に支障を生じさせ」というところを、今、清水さんが言ってくれたと思う。

その下に、「土砂の生産・流出を発生若しくは増幅させ」。

○内藤総務局長

全部、「または」でつながっているということですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。

○内藤総務局長

「砂防設備の設置・機能の維持に支障を生じさせ」、または、「または」と書いていないけれども、「土砂の生産・流出を発生若しくは増幅させ、又は」、これは「または」が書いてある。アンドじゃないんですよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

うん、アンドじゃない。

○内藤総務局長

例示なんですよ。治水上砂防に悪影響を及ぼすものの例示が書いてある。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。どういう場合に治水上砂防に悪影響を及ぼすかという、特にポイントとして、砂防設備に悪影響を及ぼすような、こういうのは駄目ですよ。土砂の生産・流出を発生もしくは増幅させるのは駄目ですよ。

○内藤総務局長

これを見ると、土地の形質の変更等により、砂防設備の設置・機能の維持に支障を生じさせるというのは、盛土みたいなやつも該当するのかなと読めるんですけども。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

どこですか。

○内藤総務局長

4ページのさっきの「砂防指定地内における一定行為の制限に関する審査基準として、土地の形質の変更等により、砂防設備の設置・機能の維持に支障を生じさせ」というところで、盛土というのは土地の形質の変更等に入るかどうか。入るとして、盛土によって砂防設備の機能の維持に支障を生じさせる。砂防設備そのものの機能。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

多分、堆砂機能をなくしてしまう。

○内藤総務局長

砂防設備に期待されている堆砂機能を上回るような盛土化が、例えばされていれば、それは支障を生じさせると言えるのかなと思う。そうだとすると、この指定基準だと2の6で、すごく不適切な盛土がある場合には、そこを指定してもいいのではと思うんですが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

なので、そのときに、もともとの議論になっていってしまうのですが、もともと開発に許可を出しているところがあるんだったら、そこでしっかりやるべきだった、既にそこにかかっている網の法律の中で適正に対応すればよかった、そこであえて今の理由で指定をかけてというならば、それなりの理由が、それ以外に何か理由があるんですかというところになってくるんですよね。

だから、見込みのあるところって、6番に「開発が行われ」と書いてあるんだったら、開発が行われるなら開発を許可した法律があるんだから、そこでしっかりやればいいということが、今までの僕らの主張。

○内藤総務局長

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

予想される区域という中で、予想される区域であったならば、そこは全く何も網がかかっていないような、白地じゃないけれども、そのような土地があったのであれば、その指定を考える必要が出てくるのかもしれないですね。そのときに、溪流もそれなりに荒廃していて、指定なので、そこで開発されてしまうと余計に荒廃するおそれがあるとか、そういうことが考えられるのであれば、そこは指定していくことになってくるのかなと思います。

○内藤総務局長

予想される区域でということ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

予想される区域。

○内藤総務局長

でも、現に「行われ」というのも入っているので、「行われ、または予想される」なので、これだと、行われているところも指定していいことになっていますよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

なっている。

○内藤総務局長

確かに、開発が行われるというのは開発許可を出しているものがいて、管理しているはずなのに、こう書いてあるということは。

○松村砂防課傾斜地保全班長

今のお話の点は、その考察の11ページの(3)の、行為の行われているところ、13ページの考察の中で、ポツ1つ目のところに、発見した土地改変行為そのものは、砂防指定の基準に該当するものであったと考えられるという考察はした上で、その砂防指定をしなかった考察がポツポツポツと後段4つになります。

○内藤総務局長

「該当するものであった」。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ここは前回と違うといえば違う。そこまで踏み込んでいなかったというか。

○清水総務局参事

今出た13ページのところの4ポツ目は、やめたほうがいいかなと思ったんですが。

○内藤総務局長

やったとしても、従わなかったと。

○清水総務局参事

ここは、相手が従う可能性が少ないからやらないというのは、何か。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

現実はその可能性が高いという。

○清水総務局参事

そうそう。やってそういう結果になるかもしれないが、やらなければいけなかったとしたら、そこはどういう結果になったとしても、行政としてやるべきことはやるべきだという考え方があると思う。

○内藤総務局長

一言言っておきたかったんじゃないですか。

○福田土地対策課長

分かっている書いています。

○内藤総務局長

例えば、独立させないで、「従った可能性も高かったと思われるけれども」というふうに、その後につなげるとか、「でも、このようにはかるべきだった」みたいな、4ポツ目と5ポツ目を一緒にしちゃうとか、4ポツ目を一言、どうしても言いたいなら。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

というか、そのぐらい相手がそういう業者だったということだと思いますよね。普通じゃない業者だったから。

○内藤総務局長

うん、普通じゃない。

○清水総務局参事

4ポツ目は別に、やらないと言っているわけではない。やったとして。

○内藤総務局長

そうそう。やっても。

○清水総務局参事

やったとしても、結果はついてこなかったかもしれないけどという。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

効果は薄い、効果は期待できないということなんだよね。

○清水総務局参事

そこはネガティブに取られないようにしないとイケないと思って。

○福田土地対策課長

言い回しの問題かな。

○内藤総務局長

言いたい気持ちは分からないのに、言っていることはよく分かる。■■■■なんかは、やっておけば防げたみたいな言い方をするからね。そうじゃないということですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、静岡の奥で砂防指定地内で、こういうことが実際されているんだけど、それと一緒にですね。砂防指定地にしても、抑えられたと思われてしまうのも、実際にその法を取り扱う職員がちゃんとやるかの違いだけだと思うので、そこがまた全体の再発防止策の一つとして、出てくると思うんです。

13 ページ目の4ポツ目と5ポツ目は一緒にする方向で、4ポツ目をなくすことも含めて考えさせてもらいます。でも、現実的にそのように十分考えられることなので、そういうところはおわせた中で、5ポツ目も設けていきたいなど。

○内藤総務局長

清水さん、まだありますか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
いっぱいありますか。

○清水総務局参事
いや。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
どうぞ。

○清水総務局参事
いや、大丈夫です。さっきの4ポツ目が最後です。

○内藤総務局長
そのほか、何かありますでしょうか。
大川井さん。

○大川井森林保全課長
11ページの一番上の表なんですけど、この中の森林法のところで、もしかするとうちの資料にこれは書いてあるのかもしれないですけど、林地開発許可のところには1ヘクタール超えの森林伐採等の開発行為と書いてあって。

○松村砂防課傾斜地保全班長
これ、あまり自信がなくて、前の何かに書いてあったので、そのまま引用してしまったんですが。

○大川井森林保全課長
修正してもらえたら、森林の伐採は開発行為に当たらないので、できたら、「1ヘクタール超えの森林の開発行為」として伐採等は取って欲しい。

○内藤総務局長
伐採するだけだと開発行為に当たらないということですか。

○大川井森林保全課長
当たらないです。伐採届の範疇です。

○内藤総務局長
それは1ヘクタールだろうが2ヘクタールだろうが、伐採届ですか。

○大川井森林保全課長

届けだけで、開発行為にはならない。根株をひっくり返したりとか、土砂を削ったり盛ったりということになります、開発行為は。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

1ヘクタール以上の伐採だけでも、当たらないということですか。

○大川井森林保全課長

伐採だけだったら、伐採届を出せば。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それでいいんだ。

○大川井森林保全課長

よくなってしまふんです。ただ、そこを何か別の用途に、森林以外のものに変えようと思って、造成して駐車場にってしまうとか、そういうことをやるのであれば、林地開発許可ですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

木を切って、またそこに植林するのであれば、それは伐採届でいいと。

○大川井森林保全課長

そうです。伐採届だけで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

伐採届だけでいいと。1ヘクタール以上であつたらね。

○大川井森林保全課長

はい。

○内藤総務局長

じゃ、ここは「森林の開発行為」ということで。

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、そこを直すのと、13 ページの4ポツ目、5ポツ目の扱い方を考えていただくのと、それから、■■■■さんにあそこの。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。

○内藤総務局長

指定進達範囲の再検討に関わる文章の意図ですよね。それを確認していただいて。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

4の(1)の考察の。

○内藤総務局長

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

最後のポツに入れるか。

○内藤総務局長

そうですね。考察の最後のポツに加える形で、将来的な面的指定について、実際はしていないが、それが妥当だったのかを考察に入れていただきたいと思います。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

13 ページの考察の3つ目のポツの最後のほうの、「既存法令に基づく行為の中止や原状回復等の命令を行った方が強い法的効力を持っていた」という表現が適切かどうかというところについては、どうでしょうか。

○内藤総務局長

森林法だとか、土採取等規制条例のほうが、より強い法的効力があつたらうということですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

砂防指定地に後からしても、法律不遡及ということで、行政指導のレベルを超えることができないんですよ。ですので、行為の中止とか原状回復命令という、案件に対する対応としては、既存法令のほうがよっぽど効果があると思ったので、このように表記しているんです。

○清水総務局参事

強制力のある対応を取ることが可能であつたとか、そのぐらいのほうがいいのかもしれないですね。指導だったら、あくまでも相手方の任意の協力がないと実現できないですけれども。行為の中止や原状回復等の命令など、強制力を持った対応が可能であつたとか。法的な強制力があるとか。

○内藤総務局長

今、「強い法的効力を持っていた」と何が違うのか、よく分からなかったんですけども。

○福田土地対策課長

強さはともかく、緊急的に発動できますよね。例えば土採取にしても。まず、即効性があるというか。

○望月盛土対策課長

土採取等、砂防、森林、面積要件が1ヘクタールとかね。砂防はそれがない。なので、**■**さんが指摘しているのは、初期段階から抑えられるというイメージじゃないのかなと。だから、この文章はこのままで合っているということだよ。問題ないんじゃないかな。既存法令のほうが強制力があると思うんだよ。

○福田土地対策課長

例えば、書いたほうはどういう意味で書いたんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

さっき言ったように、後から指定しても、うちができるのはせいぜい行政指導くらいのレベルしかできないから。

○清水総務局参事

ある程度の年月がたたないと、命令には行けないということですよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ある程度も、どの程度なのか具体的に示して……。

○内藤総務局長

でも、この期間は分からないね。相当の期間が経過しても、開発行為者において適切な防災工事等を施工しない場合は、工事命令または費用負担命令を出すことも可能であろうと。いずれにしても、治水上砂防の見地から規制が必要と思われる開発が予想される区域については、早期の指定の進達を行うようにされたい。

最後の9の項、既に開発が行われている区域を指定した場合なのに、最後のほうは、規制が必要と思われる開発が予想される区域になっちゃっているもんね。

○清水総務局参事

分からないです。開発される前に指定しようという意味ですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう。

○清水総務局参事

そういうことなんですかね。

○内藤総務局長

そういうことか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

けど、治水上砂防の見地というのは、やみくもにやればよいというものではない。

○清水総務局参事

予想されるというのもなかなか難しいですよ。何をもって。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは今の現場の溪流の荒廃状況とかを見れば、今でさえもそれなりに荒廃しているんだったら、そこにそういうのができることによって、さらにその荒廃が進むようなことが想定されれば、やるでしょうね。

○清水総務局参事

実際に開発されるかどうかは分からないけれども、仮に。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

予想される区域をどう選定するか。

○清水総務局参事

そうそう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そこが難しいんです。

○清水総務局参事

だから、何をもって予想されるというのは、分からないですよ。

○内藤総務局長

実際には、予想されるというよりも、変な開発がされ始めたらということじゃないですか。

○清水総務局参事

ほかに広がる前に。

○内藤総務局長

広がる前に。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、全国的な調査などもした中で、その辺の再発防止策として、その辺を示すことができればいいと思っはいるものの、全国的にもあまりない。これを適用しているのはほとんどないので、なかなか難しいなど思っているんです。

○内藤総務局長

つまり、3列目の記載はこれで問題ないということによろしいですかね。

○清水総務局参事

スピード感みたいなものを入れたほうがいいですか。

○福田土地対策課長

さっき私は、そういう意味で。直ちに効果的な法規制を適用できる。

○清水総務局参事

さっき言い換えたのは、強い法的効力を持っていたという言葉が聞き慣れないので、同じ意味でも、もうちょっと分かりやすい表現にしたほうがいいのかなどという趣旨で。

○内藤総務局長

じゃ、ここをもうちょっと分かりやすく、直ちにできるという。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。適用できるということと、強い法的効力というのをもう少し分かりやすくするために、さっき清水さんが言った、強制力のある対応が可能であったという表現がありましたけれども、そのような形で。

○内藤総務局長

早期にとか言ったほうが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

早期に。

○内藤総務局長

早期に対応することが可能であったと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。

○望月盛土対策課長

すみません。あと一つ、15 ページの5番、(1)。

○内藤総務局長

じゃ、5番に行きましょうか。今、4番をやっているんだけど、5番の。望月さん、お願いします。

○望月盛土対策課長

2つ目のポツ。今、話に出たんだけど、開発の予想云々という話があって、最後の結びの言葉として、「遺漏なく指定するよう徹底する」と書いてあるじゃないですか。言い切っちゃっているんですが、実際できるならいいんですが、さっき、全国的な調査をするという話だったので、あまりにも、やりますよという意気込みはいいんですが、本当にできるのかどうか。もう少しオブラートに包んだほうがいいんじゃないですかね。

どこかの市町が、指定してくださいという要望があるじゃないですか。そうすると、これを受けて、指定をしなくてはならなくなって。

実際に熱海の源流部をこれから指定するんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

しない。

○望月盛土対策課長

もし要望があったとして。そうすると公文書と相反する話になっちゃう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、ここに「治水上砂防の観点から」というところなんだよね。そこと、今言った開発が予想されることをうまく合わせていく感じが難しいですね。少なくとも。

徹底するというのもあれだな。指定に努めていくとか。

○内藤総務局長

現場で検討だよな。

○片山廃棄物リサイクル課長

片山ですけれども、「改善を図る」で終わっちゃ駄目ですか。

○内藤総務局長

「指定手続の改善を図る」で。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

その後、全部切っちゃうと。

○片山廃棄物リサイクル課長

ええ。ここで、市町村の意見は聴きますよと言っているんですよ。

これのどこかの前に、「全県を調査し」とか、「事例を集め」とかを入れる感じかなと思ったんですけども。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

言いたいことは、多分、漏れていないと思うので。改善を図る。

○内藤総務局長

「指定手続の改善を図る」にしますか。

○片山廃棄物リサイクル課長

それと、すみません。片山ですけども、一番最後の行で、「治水上砂防のために行為制限すべき範囲を」を前のほうに入れて、どこかに入れられませんかね。「要綱で規定する区域の判断基準の明確化や」、例えばこの後とか、「指定時に他法令の所管部局から指定範囲について」と言っているんですよ。「指定範囲や」、ちょっと短くいきますけれども、「行為制限すべき範囲について意見を聴取するなど」とやったら。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

すみません。もう一回言って。

○片山廃棄物リサイクル課長

「指定時に他法令の所管部局や市町村から、指定範囲について意見を聴取する」と言っているんですね。「指定範囲について意見を聴取する」というのと、それとは別で、最後のところに、「行為制限すべき範囲を聴取する」と言っちゃ変ですか。それか聴取しなくて、自分たちで県が考える。

○清水総務局参事

この指定範囲という言葉も、「治水上砂防のために行為制限すべき範囲」に置き換えるというイメージですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

置き換えるとか、並べちゃうとかというのはできるのかなと、ちょっと思ったんですけども。指定時に。あえてこの言葉を入れるかどうか、残すかどうかなんですけれども。指定範囲というのと、行為制限すべき範囲って、きっと含まれちゃうんですよ。含まれちゃうのか、イコールなのか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

治水上砂防のために行為制限すべき範囲というのは……。

○片山廃棄物リサイクル課長

それって、指定範囲ですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それを決めるのはうちじゃないかなと思って。市町から指定範囲、そこでうちが治水上砂防のために行為制限すべき範囲を決めたことに対しての意見を、市町からもらうということだと思うんだよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あくまでも、うちはここを砂防指定しますよという意見聴取をもらうんだよね。そうだよね。

○松村砂防課傾斜地保全班長

削除でも、この改善を図る理由が、治水上砂防の観点から必要な箇所を面的に指定していくが、不適切な土地改変行為を未然に防ぐためということで、改善を図る理由はもとと上でも述べている。皆さんの御指摘の削除でも、言いたいことはおおむね言っている。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

一番上で、治水上砂防の観点からという大命題というか、そこがあつての話というのを言っているので、最後にここまで言うと、くどいといえなくともいかもしれないですね。

○内藤総務局長

そうそう。「改善を図る」で止めても、あまり変わらないよなと思うんですけども、何か杉本さんのこだわりがあるのかな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

言い足りないところがあれば。

○片山廃棄物リサイクル課長

「徹底して指定します」。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「遺漏なく」と「徹底する」が。取りあえず、カットする方向で。

○内藤総務局長

再検討をお願いします。
望月さん、それだけでいいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

片山ですけれども、幾つか記憶にないので教えてほしいんですが、県の砂防指定地管理条例って、改正したんですって。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
これから。

○片山廃棄物リサイクル課長

それって、この対策とかに、5番のどこかに入れる必要はありますか。そういったことをやっていきますみたいなのを。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

内容は罰則の強化というところをイメージしていますね。

○片山廃棄物リサイクル課長

罰則の強化というのをやっている。要するに、これの罰金が低いんじゃないかという議論もあったような気がしたので、それも再発防止に入れておいたほうがいいかなと思いました。

それと、参考で教えてほしいんですけども、うちも不法投棄 110 番って持っているんですが、年間 70 件とかあったりするけれども、土砂災害 110 番はどれぐらい通報があったんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

具体的な件数は、ごめんなさい、持っていないけれども。

○片山廃棄物リサイクル課長

最後は 110 番がこれだけあるよとか並べるのかななんて、県民からの通報だとか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

取りあえず、この取り組みの一つとして、チラシを作って、各防災部局のところに、そのチラシを配るようにしているんです。

○片山廃棄物リサイクル課長

それって、熱海の災害が起こってから 110 番をつくったんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ううん。

○片山廃棄物リサイクル課長

それよりも前なんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あったんですけども、そこら辺を周知させる。

○片山廃棄物リサイクル課長

改めて周知するというのも取り組もうということですかね。分かりました。ありがとうございます。

○内藤総務局長

砂防の指定について、地権者の私権制限をどう考えていくのか。それは変わらずなんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

私権の制限ですか。

○内藤総務局長

私権制限。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは一応、逐条砂防のところの10ページの(2)の事実関係の整理のところにも書いてあるんですけども、そこからきている私権制限。

ですけども、この辺の取り扱いというのが非常に、私権の制限を取るのか、命を取るのかという、その判断がなかなか難しい。

○内藤総務局長

私権制限をあまりやたらにはしてはいけないことは分かるのですが、ただ、そのエリアにたくさんの方がいるとか、そういうことからして、多少の私権の制限はやむを得ないという判断をどこかで、例えば指定するときに第三者にしてもらおうとか。

指定って、砂防課の決裁で指定になったりするんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

うちが調書を作って、国へ。

○内藤総務局長

国なんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
国へ進達して、やっていくんです。

○内藤総務局長
そうすると、そういう意味では、客観的というか、県が勝手にやっているわけじゃないと
いうか、■■■■さんのように言うと。

○片山廃棄物リサイクル課長
片山ですが、そのエリアに指定されると、指定内の土地を持っている人が文句を言う
機会とかはあるんですか。やめてくれ、取り消してくれと。

○清水総務局参事
それはないんじゃないですか。多分、受忍しなきゃいけない程度の制限のようなものが
ある。消極的な何とかと書いてあります。

○片山廃棄物リサイクル課長
受忍の。

○清水総務局参事
保証がない制限という。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ただ、固定資産税の免除はある。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうか。

○清水総務局参事
ちょっと聞いてもいいですか。

○内藤総務局長
はい、清水さん。

○清水総務局参事
対策というわけではなく、ごめんなさい、(2)の1ポツ目を見て、ちなみに、逢初川はこ
の調査をしていたんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
何の調査ですか。

○清水総務局参事

(2)の1ポツ目に、「施設の健全度に応じた定期点検が行われており」。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
しています。

○清水総務局参事
逢初川でしているんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
している。

○清水総務局参事
堆砂もしていなかったと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
うん。

○清水総務局参事
なるほど。だったら、その結果を書いているでもいいかもしれないです。でも、あれか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ここって、いつしたんだか。

○松村砂防課傾斜地保全班長
今、検索しています。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ちなみに、この当時の砂防指定地監視員のところに聞き取り調査に行ったときの向こうからの回答として、発生する前の日だったかな。

○松村砂防課傾斜地保全班長
はい。前の日だか……。

○清水総務局参事
そんな直前にですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
7月に見に行っているそうなんです。

○清水総務局参事
堰堤とかですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
堰堤。上に上って。

○清水総務局参事
堰堤の上に。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
堰堤の上に上って堆砂状況を見て、空だったよ。

○清水総務局参事
そうなんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
というのは聞いたんです。直前の情報として、そういうパトとしても、その年は堰堤の上まで上って眺めたと言っていました。

○清水総務局参事
あと、これの対策というか、もうやられている、うまく言えないんですけども、ごめんなさい。国のほうから、報道でも、土石流危険渓流ではないかという話がよく出たりするところもあるんですが、土石流危険渓流は、砂防指定地の指定は促進してくださいみたいな通知があったかと思うんですが、ちなみに、再発防止ではないのですが、県内の土石流危険渓流が何か所あって、その土石流危険渓流について、砂防指定地の指定状況はどうなっているかとか、あと、不適切盛土の関係性みたいなことを確認してみたりというのは。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
終わった。

○清水総務局参事
もう終わっているんですね。そういうことも書いてもいいかもしれないですね。せっかくやっているんだったら。やばいところについては、やばいというか、注視したほうがいいところについては、何かやるとかというのが、今後あるかもしれないと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
なので、危険渓流内に、そういう不適切盛土があるところは、その情報を市町に。

○清水総務局参事
流して。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
流して、一応。

○清水総務局参事
注意喚起を。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
している。

それとは別に、うちとしても、事業の必要性や、溪流の荒廃状況とかを見て、調査に実際に入って、本当にすぐに何か対応が必要かどうかというところのチェックをした。それはもう終わっている。

○内藤総務局長

それというのは、書いてくれたほうがいいのかもしいですね。今後もというか、もうやったかもしれないが、こういうことを踏まえて、こういうことをやってきたというのを。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
時系列的にこのところに書いたほうがいいんですかね。

○内藤総務局長

ただ、考察はあくまでも当時のあれだったので、書くなら5番のところなんですけど、5番って、今後こうしていくみたいなのところなんですけど、あの災害があってから今までやったことだって、書いていいのかなと思うんですよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
じゃ、一番最初にちょっとそういう。

○内藤総務局長

最初にこういうことをやって、今後も引き続き、やっていくとか、そこで結んでもらって、その後、今書いてあることに続けていただくと。

(2)のほうには、さっき片山さんが言っていたようなことを書いていただいて。

○片山廃棄物リサイクル課長
条例の見直し。

○内藤総務局長

そのほかはよろしいでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

あと、最後というか、文章の最後のところに「努めていく」というと、何か頑張ります、「取り組む」ぐらいでどうかなと思ったんです。どうですか。「努めていく」という表現。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは、皆さんのほかのあれも。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。

○内藤総務局長

そうですね。こういうところは統一するようにしましょうか。「体制づくりに努めていく」。体制づくりに努めるということは、つくらないかもしれないということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

「努めていく」だもんね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういう印象を持たれる。

○清水総務局参事

努力義務みたいな感じですね。

○内藤総務局長

「体制をつくる」と、きちんと。

○片山廃棄物リサイクル課長

言い切るほうがいいんですけれども。

○内藤総務局長

県だけではできないようなこともあると、「努めていく」にならざるを得ないと思うんですが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

さっき言った「取り組んでいく」というのは、いい表現で。

○内藤総務局長

「取り組んでいく」にしますか。

○片山廃棄物リサイクル課長

自分のところがどう書いているか、よく分からないんですが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

どう書いたかな。

○片山廃棄物リサイクル課長

どう書いたか、そこが心配なんです。

○内藤総務局長

16の一番上も「努めていく」になっている。「発見できるように努めていく」。発見できないこともあるもんね。ドローンや衛星による地形把握を導入していく。

○片山廃棄物リサイクル課長

「進めていく」で。

○内藤総務局長

でも、これは「努めていく」しかないのかな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「取り組んでいく」でもいいんですけどね。

○内藤総務局長

「発見できるように取り組んでいく」。やれば絶対できることと、やってもできないかもしれないことがあるじゃないですか。体制をつくるというのは、別につくればいいので、「努める」じゃなくて「つくる」でもいいと思うんですが、「発見する」というと、発見できないこともあるし。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ともかく「努めていく」程度に。

○内藤総務局長

この辺の表現はまた、全部出そろったところで全体を見て調整するということで。

○松村砂防課傾斜地保全班長

先ほどの点検ですが、逢初川の護岸の長寿命化計画の前に直近があって、平成29年6月に点検をしています。そのときにダムとか堰堤が満砂していません、未満砂ですと、

その他のことはなしということで、そうなってくると、もともと施設に異常がありませんので、健全度Aという判定になりまして、Aだと次は10年以内に点検になるので、その後の直近のデータはまだ更新されていない。

○内藤総務局長

じゃ、いいですかね。何点かお伺いしたところは、修正をお願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。

○内藤総務局長

ちょっとここで休憩したいと思います。

(休 憩)

○内藤総務局長

……どこまで行ったんだっけ。

○清水総務局参事

廃棄物ですか。前回、私が質問させていただいて、その辺りで終わったような。

○片山廃棄物リサイクル課長

行為者がやったというだけで、何で指導ができないんだという辺り。何で排出者が分からないと、それ以上行けないんだと。

○清水総務局参事

排出事業者にこだわったのは何でなんですかと質問させていただいた。

○内藤総務局長

じゃ、途中なんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこは、その事案全体が分からないと。

○内藤総務局長

全貌が分からない。

○片山廃棄物リサイクル課長

分からないと、そこは指導できないんだという説明をして。

○内藤総務局長
分かりました。

○片山廃棄物リサイクル課長
それでもよく分からないという話なんです。

○内藤総務局長
砂防法の関係で、もう1個いいですか。ごめんなさい。さっき言い忘れて。11ページの、伊豆山港の濁りが出たという話で、確認した事実関係などが書いてある中で、「当時の関係職員は、既に指導を行っていた所管法令(森林法、土採取等規制条例)での対応を強化すべきであるとの認識をもっており、砂防法で行為制限をするために砂防指定地を追加することは考えていなかった」と。

その辺のところですが、このとき、みんなに聞き取ったときに、熱海市と熱海土木でどうするかという会議をやって、熱海市でしっかり指導していくということになったとかってあったと思ったのですが、そういう事実関係を書いてもらったほうがいいのかな。しっかり所を挙げて打合せ会をして、熱海市を呼んで、それで熱海市がちゃんと指導していくんだという結論になっていたんですね。

○清水総務局参事
やったとすれば、2009年のことですよ。

○内藤総務局長
2009年。

○清水総務局参事
2007年は、たしか何もなかったと思って。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
うん、2009年。

○内藤総務局長
じゃ、2009年のときにはこういうことをやって、ちゃんと市に対応をお願いしてあるということを書いておいたほうがいいのかなと。これだと、特に何も対応しないで、ほかの法令があるからいいと判断して終わったようになっているので、そうではなかったはずなんですよね。ちゃんと市と県で、熱海土木もいろいろな部署が出て、対応を検討する会議をやっているはずなんです、11月4日か何か。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
それって、事実関係のほうに入れたほうがいいんでしょうね。

○内藤総務局長

そうですね。そうそう。入れたほうがよくて、確認・判明した事実関係にこれを入れて、考察の中にも書いてほしいんですね。適切だったということですよ。土木として放置していなかったということなので。

今までのものだと、文章が、濁りが出たねというのはあったけれども、その後、何をやったか、よく分からなかったじゃないですか。でも、ちゃんとしっかり対応していたということを書いてもらったほうがいいのかなと。

すみませんでした。それだけです。

じゃ、すみません。途中になった廃棄物処理法の関係で、なかなか頭が切り替わらないかもしれないですが、事実関係を踏まえた論点、考察のところ、引き続き御質問等があればお願いします。

清水さんはいいですか。この前の途中。

○清水総務局参事

腑には落ちていないというか。

○片山廃棄物リサイクル課長

指導はできるけれども、いわゆる行政処分といったときには、そこはできなかった。

○清水総務局参事

なので、そこが。

○内藤総務局長

法律を読む限りでは、できるんじゃないかということなんですね。

○清水総務局参事

指導の先に処分があるイメージがあるので、指導するに当たっても、逆に言うと、何らかの後ろ盾がないと指導ができないのではないかという気がしないでもないんですが、その辺はどうなんですか。

自分が昔、生活環境課にいたときに、粉じんか何かの関係があって、県とかといろいろやり取りしたときに、どこに法令に違反している根拠があるんですか、そこがはっきりしないと指導なんかできないですよということを言われた記憶があって、そうすると、法律に照らして、ここに問題があるという事実があって、その問題を起こしているのが誰だという2つがそろって初めて指導ができるのではないかというイメージがあるのですが、そうすると、指導している時点で、その人には何らかの責任があって、その人に対しては法律上、先に進めるんだという解釈もできるのではないかな、法律の立てつけとかを見てもできるんじゃないかなという気がするんですが、そこがすっと入ってこなくて、考察をする前段での話なのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

それをした行為者に対しては、ごみを片づけろ、適正に処理しろという言い方ができると思うんですね。

○清水総務局参事

指導するということは、その人に、法律に照らしてみたときに、指導するに足るものがあるから指導するということですよね。何の責任もない人には、あまり片づけろと言えないですもんね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○清水総務局参事

そうすると、何らかの根拠というか、裏があるから指導しているのではなく、指導する以上は、その先もあるのかなという気がするんですよ。その辺が、指導をしたんだけど、命令を出す人は別の人だということがあるんですか。そうすると、何で俺に指導したんだという話になるような気がするんですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

条項と合っていないといけないというのがあるんだけど、19条の第何項と。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

行政処分の指針にある処分者等に当たるかどうかには尽きると思うのですが、要は、この事案について、処分者等は誰か、あるいは、その処分者等を助けた者はいるのか、その辺の事実関係を把握する。その上において、19条の規定する基準に適合しない行為を行ったのは誰かというものに対して、行政処分を行うという流れになっています。

当然、排出事業者も、産業廃棄物の処分に当たっては、最後は処理責任を負うので、自分が出したごみが捨てられたと言っている以上、排出事業者にも責任は跳ね返ってきますので、排出事業者も当然責任を取らなければいけないし、そのごみを不適切に処理を行った者、あるいはそれを助けた者、それら全てが廃掃法上の措置命令の対象になりますので、その全貌を調べていく作業が求められていくというのがあります。ですので、単純にごみを捨てた者だけ処分すればいいという話でもないということになるかと思っています。

○清水総務局参事

関係者全員の全貌を明らかにしてというのは、どこに読めばいいんですかね。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

行政処分の指針で言っている、お送りしている11ページの中に、違反行為の事実の把

握ということで、違反行為が行われている疑いが生じたときには、次の手法を積極的に活用して違反行為などの事実を把握されたいということがあって、いわゆる報告徴収だとか、立入検査を繰り返して、全貌を調べていくというのが、いわゆる違反事実は何なのかが、要は、捨てた人間だけでいいのかという話ではないと理解しております。

当然、廃棄物処理法は、産業廃棄物を出した者、いわゆる排出事業者というものに対して、排出事業者責任というのが負わされているという立てつけである以上、排出事業者とごみを捨てた人間にどういう関わりがあるのかというところまで遡って調べていく必要があらうかと思っています。

○内藤総務局長

ごみを捨てた人間単体では、処分はできないということですか。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

できるんですが、その人間だけ処分すればいいのかという話ではないので、そのごみが出た、産業廃棄物がまず排出された時点から、関係者はどういう人間が関わっているのかを、事実関係として調べていく必要があると考えています。

特に建設系の廃棄物は、いわゆる元請であったり、下請であったり、孫請であったりということで、産業廃棄物の責任の所在が曖昧になりがちな廃棄物になるので、それがどういう形で処分者等が捨てたという行為につながったのかを、ある程度事実関係を整理する必要というのがあるかと思っています。

単純に、排出した人が、それをそのまま捨てたのであれば、当然、単純な構図として、捨てた者を処分すればいいという形になろうかと思うんですが、熱海の今回の事案について言いますと、まず、誰がごみを出したのか、誰がその処分者等に、これをあそこに持っていけという指示をしたのか、その指示関係だとか、その行為を助けた者がほかにいるのかどうなのか、その辺の事実関係を、ある程度暴いていくという作業が求められたのではないかと思います。

○内藤総務局長

それは分かるんですけども、結局そうすると、なかなかああいう悪意を持ってやられちゃうと、全貌って分からないところですよ。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

その辺が、県の健康福祉センターの職員もかなり苦勞して、悩んで、誰にその証拠の資料を集めたりというところが、大変職員としても苦勞するところですので。

○内藤総務局長

警察ではないので、できないですよ。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

そうすると、そういう行政処分に踏み切るかといったときに、その証拠も含めて、事実関係のそれなりの証拠があるのかということになってきますので、行政処分をするためには、事実関係がある程度、動かぬ事実として固まっていないと難しい。

○内藤総務局長

少なくとも、この人が捨てたということが明らかであれば、その廃棄物は、取りあえずここからちゃんとどこかに、適正に処分しなさいということが言えるんじゃないのかなと思うんですけども。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

それは言えることだと思います。ただ、それだけで事が済むのかというと、それだけでは済まないという部分が、かなり建設系の廃棄物の場合はあるのかなと思います。

○内藤総務局長

いいですか。

○清水総務局参事

そうすると、何となく、この熱海に限らず、悪質なものはなかなか対応ができないということ、実際そんな感じになっていると思うんですけども。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

だから、悪質なものであればあるほど大変になってきますので、我々の職員も、警察の職員3人いますけれども、一緒に行って対応している状況ですので、そういう意味でいくと、悪質なものへの対応というのは事実関係が隠れてしまいがちなので、そこら辺がそれなりの証拠があるのかというところが、健康福祉センターの職員も含めて、苦労しているところですので。

○内藤総務局長

何かありますでしょうか。

清水さん。

○清水総務局参事

この間、ごめんなさい、今まとめていただいているものが論点ごとにまとまった形になっていなかったもので、論点ごとにしたほうがいいんじゃないでしょうかという話をさせていただいて、一応、自分が言った手前、論点ごとにまとめるとしたら、こういう事実を拾ってきてというのをつくってみたので、またこの会議が終わった後に、参考にお送りさせていただいて、確認をしていただけたら。

○片山廃棄物リサイクル課長

前回、再掲もありと言っていましたよね。

○清水総務局参事

そうです。

あとは、ごめんなさい、戻ってしまうのですが、考察をするときに、先ほどの廃棄物処理法上の、処分した人だけではなく、どういう関係なのかという全体像を把握するのが一般的な取り扱いなんだよというところが、この制度というか、廃棄物処理法の運用として、一般的にそうになっているという根拠を、報告をつくるに当たっても示しつつ、それが一般的なんだという前提がないと、後ろの考察も難しいかなという気がするので、そこは制度概要の中で、国の通知や指針などでこういう方針が示されているので、この方針というのはこれこれこういうことなんですよという解説めいたものも、制度概要の一つとしてあったほうがいいかなと思ったので。

○片山廃棄物リサイクル課長

あと、行政処分の指針なんかも言ってるんですが、措置命令を出すに当たっては、事実認定をしっかりしろと言っているんですね。その辺も見て。適当なところを調べてみます。

○内藤総務局長

よろしいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

逆に1個、皆さんにお尋ねしたいんですが、この前もちよっと言ったんですが、廃棄物処理法だけ、再発防止のところでも半ページぐらい、事実関係や相手方の悪質性みたいなことを書いたのですが、そのまま残していいのか、あとは考察とか、どこかに入れたほうがいいのか。

○内藤総務局長

でも、考察は……。

○片山廃棄物リサイクル課長

5番、21 ページ辺りですが、ここに再発防止に向けた対策と言っはいるんですが、22 ページの最初のところで、やるべきことがあったみたいなどころを書いたりして、あとは現状、相手の手口が巧妙化しているとか、相手が入れ替わり立ち替わり担当者が替わってとか、そういったことは残しておいていいのか、あるいは、考察などに入れ込むほうがいいのか、あるいは、庁内検証委員会のどこかで書けるところがあるのか、その辺で。

○内藤総務局長

21 ページの部分ですよね。

○片山廃棄物リサイクル課長
はい。

○内藤総務局長
確かに、これ。

○片山廃棄物リサイクル課長
この辺って、事実関係のところ、逆に入れ込んだほうがいいところもあるような気がするし。

○内藤総務局長
そうですね。4番のところ。4、事実関係を踏まえた論点、考察のところに溶け込ませるほうがいいかもしれないですね、できれば。

○片山廃棄物リサイクル課長
さっき、砂防法なんかでもちょっと言っていたような気がしたんですけども、担当者個人じゃなくて、検討会議みたいなことをして、それで進めたんだよという話もあったような気がして、廃掃法も当然そういったことをして、対応方針を決めていますと。その全体的なところは、それで当時はよかったのかもしれないんですが、振り返ってみるとどうだったんだという話が、場合によっては考察の中に入ってくる可能性もあるのかなと。

○内藤総務局長
最初のところは事実関係っぽいですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長
はい。

○内藤総務局長
2段目は考察なのかな。この辺は考察か。
例えば、最後の段落の、「源頭部北西側区域に持ち込まれたがれき類等への対応については、行政裁量として認められる範囲内であって、県の指導は適切であった」という、まさにこれは考察のところですよ。ダブる。

○片山廃棄物リサイクル課長
ダブるかもしれない。

○内藤総務局長

ダブったら、そこを落とせばいいので。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○内藤総務局長

考察の部分にここまで書いてあったら、そこを分厚くしてくれればいいので、4番のほうにこれをできるだけ移植していただいて。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。

○内藤総務局長

5番のところは、(1)以下のところ。

○片山廃棄物リサイクル課長

それと、ダブリ感があるんですけども、その下に、こんな取り組みを再発防止策で進めていますよと書いてあって、(3)と(4)が同じようなことが書いてあるんですけども、いわゆる廃棄物混じりの土砂だという今回の課題があって、それに対して、(4)は関係機関との連携なので、またそのダブリ感があるんですけども、これはこれでいいんですかね。これも(3)の廃棄物混じり土砂への対応だということになると、上にくっつけちゃうというのもあるんですが。

○内藤総務局長

タイトルを見ると、観点が違うんですが、ただ、中身は全部、個人の部署の対応なので、一緒にしたほうがいいかもしれないです。分かればいいのかもしれない。

関係機関との連携の中身が、廃棄物混じりの土砂だけではなくて、いろいろなものに関わってくるのか、1個起こしてもいいと思うんですが、ここに書いている内容はみんな廃棄物混じりの土砂の関係だとすると、(3)と混ぜてもいいような気がします。

○清水総務局参事

すみません。ちなみに、今の廃棄物混じりの土砂への対応で、例えば関係機関との連携のところに、事案については盛土等対策会議として、事案報告資料の情報共有を行っているとして書いてあるんですが、情報共有を行った先に何があるかや、共有は、どういう対応を目的にして共有しているとか、共有の先に何があるかというところの、もうちょっと具体的なものが書けるようなことがあれば、例えば廃棄物混じりの土砂はこういう対応が必要なので、この部署にはこういう情報を提供することによって、こういうことをやってもらう。こっちの部署にはこういう方向で関わっているので、これを提供することによってこういうことをやってもらうみたいな、そういう連携を図っていくような書き方がもし可能

であれば、そのように書いたほうがいいのかなど、読んでいて思ったりしたのですが、それは(3)のほうも同じかな。相互に連携できるようなところは、どういう連携なのかとか。

○片山廃棄物リサイクル課長

実際の事例ですが、これは■■■■のことを報告したんですが、実際はうまく連携ができなくて、廃棄物処理法でできることをやるというので措置命令をかけて、これから代執行になっていくのではないかとということで、できる法令で廃掃法は対応したことになるんですが。あまりいい事例ではないので、まずはこれぐらいにとどめたんですが。

○内藤総務局長

今の話は。

○片山廃棄物リサイクル課長

対策会議。

○内藤総務局長

(3)の話ですか、(4)の話ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

(4)の1ポツ目でいいんですね。違いますか。

○清水総務局参事

さっきの(4)の1ポツ目。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○内藤総務局長

今、片山さんがおっしゃったのは、■■■■の話というのは。

○片山廃棄物リサイクル課長

盛土等対策会議で、こんな事案がありましたと。

○内藤総務局長

報告して。

○片山廃棄物リサイクル課長

ただで、実際はほかのところと連携して、この事案を解決するという方策ができる

段階にないものですから。

○内藤総務局長

でも、そうできるようにしてもらいたいですよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。だって、この事案についてはそうしたのですが、こんな事案があるので、皆さん、こういう事案が発生したときには持ち寄って、知恵を第三者と情報共有して対策を考えましょう、そういうことをやっていきましょうねとなるのですが、これはもう起こっていた事案なので、新しくできた盛土等対策会議に報告したという。

書きぶりを変えますかね。ここに、各法令関係者と情報共有して対策を検討していくとか、そのような。

○内藤総務局長

そうですね。情報共有。

○片山廃棄物リサイクル課長

だけになります。その辺りで。

○内藤総務局長

対策をやらないと。

○片山廃棄物リサイクル課長

どういう対策をしていくかという、こういうことをやっていきますよというのを書いていく。

○内藤総務局長

パトロールの関係は(2)なんですね。これは今もやっていたりするんですか。デジタルトランスフォーメーションを活用した監視パトロールというのは。

○片山廃棄物リサイクル課長

これからやろうとしていますが、予算次第というところがあるので。

○内藤総務局長

地上からのパトロールだけでなくデジタル技術そして衛星監視というのを活用していく。これって、これ以上書きようがないですけども。

○片山廃棄物リサイクル課長

文章がいまいちなので。

○清水総務局参事

もう少し具体的に書くのは問題が出てきちゃう。活用を検討していくぐらいの表現にして、もう少し具体的に、DXを活用してというと、イメージがちょっと湧かないかなと。

○片山廃棄物リサイクル課長

直します。読んで、いまいちかなという感じなので。

○内藤総務局長

衛星で監視するというのは、読んで字のごとくなのかもしれないですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

あと、過去の不法投棄がされた現場のデータを入れると、この辺りに捨てられるのではないかを、いわゆるITが先に予測してくれるみたいなのが。

○内藤総務局長

AIですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

AIが予測というのは。

○清水総務局参事

そんなのがあるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

いや、まだどこもやっていないですが、そんなのもできないかを。

○清水総務局参事

今、予算の中でやっている。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。

○内藤総務局長

こういうところは、監視カメラみたいなのがそこらじゅうについていたりするんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

監視カメラはそんなにはついていないですね。

○内藤総務局長

よく捨てられるところというか、そういうところには防犯カメラみたいなのをつけておくとか、そういうことはやられたりしないんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

新しく発生した事案にはこっそりつけています。実際に壊されています。

○内藤総務局長

壊されているんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

実際に壊されています。壊されて、中のSDカードを捨てられてとか。

○内藤総務局長

刑事事件ですか。

○清水総務局参事

器物損壊で。

○片山廃棄物リサイクル課長

警察に被害届を出して、その人は捕まりましたが。

○内藤総務局長

捕まったんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

ええ。たまたま。

あと、浜松市なんかは、ダミーカメラをつけるとか、そういうやり方もしたりしています。

○内藤総務局長

ダミーカメラをつけて、それを壊した人をどこかからまた撮るような。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。1台では駄目で、2台か3台ないと。

○清水総務局参事

(4)のところで、公共部門には適正処理を周知・啓発していくとなっているんですが、民間部門は無視していてもいいのか。民間部門は2割しかないですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

民間って、誰だ？(難しい)。

○清水総務局参事

なかなか難しい問題が。

○片山廃棄物リサイクル課長

まずは公共工事からで、民間は、やるとすると、民間の関係団体を通じて毎年啓発していくことをやるというところですかね。民間工事についても。

○内藤総務局長

でも、8割は公共工事が出ていると、公共工事を発注する公共工事所管部局は、ちゃんと聞いてくれるんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

聞いてもらわないと困るんですけども。

○清水総務局参事

言われるまでもなく、やれという感じ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。

○清水総務局参事

そんな感じになっちゃいますよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

排出事業者として、ちゃんとやってくれという話。排出事業者じゃないか。排出事業者は元請になっちゃうので、発注者ですね。

○清水総務局参事

元請にちゃんと指導じゃないけれども、契約をするときに、この辺をしっかり。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物の処理費は積算されていないと処理費は高くなるので、元請をいじめるとかになると、それも具合が悪いんですが。

○内藤総務局長

今、公共工事の条件というか、何かそういうのはついているんですか。廃棄物の土砂の分別をしっかりとやるようにとか。

○片山廃棄物リサイクル課長

土砂はどこへ持っていくということを現場に表示しなさいというのが、資源有効利用法だか何だかというのにあるので、廃棄物処理法ではないです。それよりも前の段階で、ちゃんと分別して、土砂は土砂、廃棄物は廃棄物で、廃棄物はリサイクルして使えるという形にして、徹底的に使いましょうというリサイクル法があるので、建設リサイクル法という。

○内藤総務局長

でも、残土の中に廃棄物なんて、そんなにあるんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

その発生原因が、実はよく分かっていないので。

○内藤総務局長

建設残土の中に含まれているのではなくて、土と廃棄物をわざわざ混ぜるのではないですか。それで、土砂ですと言って捨てているというのが実態ではないかなと思うんですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

だけど、混ぜるほうが、結果的に処理費が高くなるのではないかなと思うんですが。

○清水総務局参事

やはり埋めるんですかね。穴を掘って廃棄物を捨てて、土をかぶせるみたいな。

○片山廃棄物リサイクル課長

考えられるのは、分別するのが面倒くさいというのがあると思うんですが、わざわざ混ぜるということをするかどうかなんです。

○内藤総務局長

■■■■のときの写真とかを見たんですが、明らかにあれはもともと土の中にあったというよりも、土と廃棄物を混ぜたみたいな感じがしたんですが。

○清水総務局参事

でも、■■■■は、廃棄物が野積みしてあって、土をかぶせたんじゃないかなかったですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

それもあります。

○清水総務局参事

それ以外のものは。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理
結果的に混ざったんだと思いますが。

○清水総務局参事
現地で混ざっちゃったと。

○内藤総務局長
どうも廃棄物をそこに捨てていて、土とかになっちゃって。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうですね。

○内藤総務局長
そういうことか。
いかがでしょうか。何か。

○清水総務局参事
ごめんなさい。事実関係のところだけで、5の対策のところの2段落目で、不法投棄撲滅対策本部を中心に会議を開催し、実態を共有し、指導・監督方法を協議して対応したと書いてあるのですが、もしこの事実があるんだったら、事実関係にもあったほうがいいかなと思っていて、ただ、今見ている公文書の中には、そういった公文書を確認したことがないので。

○片山廃棄物リサイクル課長
ない。

○清水総務局参事
この公文書の中に書いてある方針というのが、この会議で決められたとか、そういう感じなんですか。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理
大まかな方針は、不法投棄対策の推進会議の内容で、健康福祉センターは、その方針に従って進めているという感じになるんです。

○内藤総務局長
会議の文書が残っていないというのは、もう古いから廃棄されたんじゃないですか。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

そうですね。会議自体の資料では、四半期に1回ぐらい、ずっと会議をやっていて、古いのはどんどんバージョンアップされていく資料としてはあったんですが、古いものは廃棄されています。

○内藤総務局長

さっき清水さんが、21ページに書いてある部分というのは、今後の対策というのは、その事実が書いてあったり、考察的なところがあるので、4番以前のところに溶け込ませるように、さっき。

5番のところは純粹に、(1)から(4)のことを書くと。

○片山廃棄物リサイクル課長

相手が今、一枚上だというのは言い方があれなんですけど、相手の担当者と呼ぶと、担当者がまた違うということが、廃掃法だと度々あったんですが、ほかのところは、そういうので指導してよかったとか、相手がそういうのでなかなか指導できなかったとか、そういうことを書くのはよくないんですかね。

○内藤総務局長

いや、別に。

○片山廃棄物リサイクル課長

言い訳になるのかもしれないですが。

○内藤総務局長

そういう事実があって、非常にやりにくかったということがあれば、それを踏まえて何か対策を取るよとあれば、意味はあると思う。なかなか対策といっても難しいかもしれないですけどね。

逆に、■■■■さんか誰かが言っていたと思うんですが、4月とかに担当が替わると、そういう業者の人がやってきて。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

相手が詳しくないのに。

○内藤総務局長

自分もまだ詳しくないので、そこを攻められてしまうということがあるから、4月、5月に来た人は、一律対応しないというか、今日はしないとか、そのぐらいのつもりでやっていた。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。

○内藤総務局長

そういうのも、■■■■さん時代は虎の巻みたいなものをつくって、市町村の人たちに配ったりしていたらしいんですが、今はそういうのがなくなったんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

私は見たことないです。

○内藤総務局長

そういうのをまたつくるとかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

説明会なんかでしゃべったりします。

○内藤総務局長

ほかの話を知ると、そういうのは大事だなと思うんです。まさにそういうところを狙われやすいということ。そういうところの注意喚起みたいな。それは都市計画法の話なんです。

さっきも悪質な事業者ゆえに、全貌がなかなか把握できないんですね。そのことに対する対策みたいなことはどうなんですか。何か書ければ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこは客観的事実で、行政処分の指針にも書いてありますが、客観的事実をもって、どんどんかけろと。

○内藤総務局長

それも(1)に書いてあるところということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。その考え方は、要は、事実認定を県が客観的事実でどんどんして、それは推測だとかと言っていないで、逆に推測ができれば、金が誰に渡っているかとか、そういうところまで調査し切れなかったと当時言っているんですが、そういったところは客観的事実でどんどん事実認定して、行政処分すると。そうやって積極的にしていかないと、相手が言っていることをうのみにしていくと、ずるずる後ろに行くと、それは結局、事案が長引くだけだから、不服申立て、審査請求なりは、向こうがするから、そこは措置命令をどんどん積極的にかけていく、行政処分していくと。

○内藤総務局長

さっきの話で、するにしても、事実認定がしっかりできないと、なかなか命令がかけられないという話だったので。

○片山廃棄物リサイクル課長

向こうからかけたときに言われるのは、どういう事実認定をして、俺はそうは思っていないと言って、審査請求が出てくれば、そこでまた止まる。

○内藤総務局長

違反行為の把握、事実認定に取り組むと書いてあるんですが、具体的にはと書いてある。「具体的には専門機関や」、専門機関というのは。

○片山廃棄物リサイクル課長

専門機関は、廃棄物を、産廃の処理に対して行政代執行をやると、そのお金を支援してくれる財団があるんです。

○内藤総務局長

そのことですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そのこと。そこに専門家の人がいたり、いろいろな事案を知っている人だとか、あとは国の外郭団体があるので、XXXXXXXXXXという廃棄物の関係をやっている団体があって、そういったところに法律相談をかけたとか、まずそういったところに相談をかけています。

そこに相談して、県と見解が一緒ならいいんですが、県と見解が違うということもあるので、この事案のときは、県とこの専門機関の見解が違ったということがあって、そこで立ち止まってしまった。

○清水総務局参事

それは、XXXXXXXXXX……。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。

○内藤総務局長

XXXXXXXXXXだったっけ。排出事業者として、まずは指導すればいい。

○片山廃棄物リサイクル課長

すべきだという話で。

○内藤総務局長

それをやってみたことはないんですけど。

○清水総務局参事

多分、やっていない。

○内藤総務局長

やっていないのね。やってみればよかったのにね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。だから、そこでもう一回、そこが詰め切れなかったと。

○内藤総務局長

分かりました。どうだかな。ほか、何かありますか。処理法の運用の関係と、あと監視の話と、廃棄物混じりの土砂をやった。そのぐらいでいいですかね。

○清水総務局参事

考察部分は、一回論点別に置き換えて、もう一回……。

○内藤総務局長

もう一回見返して、その書きぶりをちょっと変えてみて、また見直しということできたいと思います。

本日はこれで、一旦終了でよろしいですか。いいですかね。

次回。

○清水総務局参事

次回は11月9日の、会見のある日なので、9時半から10時50分までと……。

○片山廃棄物リサイクル課長

木曜日ですよ。明日、明後日、その次ですね。

○清水総務局参事

会見が3時半過ぎから6時ぐらいまでとか、そんな感じかなと思って。

○内藤総務局長

会見が終わってからの6時ぐらいまで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そっちからこっちに移動してくる時間がない。

○清水総務局参事

そういうことですね。そういえば隣でしたね。

○内藤総務局長

それまでに、直しをやってもらおうと。

○清水総務局参事

なので、今日のやつとかというのは、なかなかきつい。

○内藤総務局長

今日のやつはきついですね。

○清水総務局参事

最初の。

○内藤総務局長

最初の3法令ですか。

○清水総務局参事

のやつとかですかね。

○内藤総務局長

土砂災害と、森林法と、都市計画法。でも、やっていかないと困っちゃうので、すみません。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

頑張ります。

○清水総務局参事

その時点でのものだという感じ。

○内藤総務局長

すみません。お願いします。

その他ということで、何でもいいですけども、何かありますでしょうか。いいですか。

この会議を終了いたします。ありがとうございました。